

基山町農業委員会会議録

令和5年2月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第3号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	14件
報告第1号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 時 分

令和5年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、10番委員と1番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号朗読

この件につきましては、譲受人が開発に伴う代替地として所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

申請内容から農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、その所得後において耕作等の事業に供すべき農地の面積の合計が18,960㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は第1区鈴町集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号2番朗読

この件につきましては、相手方が農地の一体利用を行うため使用貸借権を設定するものです。期間も他の貸借地とあわせて7か月で設定しています。場所は、第2区浄水場付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

園部推進委員

借り受け人は営農ができると判断ですか。

事務局

福祉施設の利用者で野菜を栽培されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号3番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区猪ノ目集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号4番から14番については再設定ですので朗読は省略します。
議案第4号4番から5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号4番から5番

4番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり水稻30kgです。場所は、第2区ミキファーム付近にある圃場です。

5番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第1区长谷川集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われまます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号4番から5番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第4号4番から5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号6番について事務局より説明をお願いします。また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第4号6番

6番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第4区才の上集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人は農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 4 号 6 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

議案第 4 号 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 4 号 7 番から 8 番について事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 議案第 4 号 7 番から 8 番

7 番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 9 区基山中学校北側付近にある圃場です。

8 番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は 2 年です。場所は、第 4 区宮浦インター付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 4 号 7 番から 8 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号7番から8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号9番について事務局より説明をお願いします。また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第4号9番

9番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区不動寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

5番委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人は農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号9番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号10番から14番について事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 議案第4号10番から14番

10番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第7区长ノ原集落付近にある圃場です。

11番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

12番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

13番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

14番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区宮浦インター付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期满了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号10番から14番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号10番から14番について、全員一致で決定します。次に、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号

この件につきましては、借受人が市街化区域にある農地に居宅を建設するために、農地を転用するものです。令和5年1月20日付けで受理しております。場所は、第10区きやま台集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第1号を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございま

せんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年2月1日

署名人

議 長

委 員

委 員